

資料 1

平成 27 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 27 年 11 月 30 日 (月)
午前 10 時

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成27年度第2回 大阪府都市計画審議会

議案書目次

議案番号	案件名	ページ
394	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	1
395	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	5
396	東部大阪都市計画道路の変更	9
397	東部大阪都市計画道路の変更	13

議 第 3 9 4 号
計推第 1 6 6 6 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画都市高速鉄道に、203—3号北大阪急行電鉄南北線延伸線を次のように追加する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
203—3	北大阪急行 電鉄南北線 延伸線	豊中市 新千里 東町一 丁目地 内	豊中市 新千里 北町二 丁目地 内	豊中市 新千里 北町一 丁目地 内	約 740m	地下式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

議 第 3 9 5 号
計推第 1 6 6 6 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画都市高速鉄道に、220-2号北大阪急行電鉄南北線延伸線を次のように追加する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
220-2	北大阪急行 電鉄南北線 延伸線	箕面市 船場東 三丁目 地内	箕面市 西宿一 丁目地 内	箕面市 船場東 一丁目 地内	約 1,720m			線路線数 2
	内訳	箕面市 船場東 三丁目 地内	箕面市 船場東 一丁目 地内		約 920m	地下式		
		箕面市 船場東 一丁目 地内	箕面市 西宿一 丁目地 内		約 730m	嵩上式		
					約 70m	地表式		
		なお、箕面市船場東三丁目及び船場西二丁目地内に（仮称）箕面船場駅を 設ける。箕面市西宿一丁目地内に（仮称）新箕面駅を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

議 第 3 9 6 号
計推第 1 8 7 9 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・210-17号長尾船橋線を3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、3・4・210-17号長尾家具町線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・210-17	長尾家具町線	枚方市長尾元町六丁目地内	枚方市長尾家具町二丁目地内	枚方市長尾家具町二丁目地内	約 1,320m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・3・210-52	内里高野道線	枚方市長尾家具町二丁目地内	枚方市長尾家具町一丁目地内	枚方市長尾家具町一丁目地内	約 960m	地表式	4車線	22m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・210-59	高野道船橋線	枚方市高野道一丁目地内	枚方市東船橋一丁目地内	枚方市招提田近三丁目地内	約 1,930m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・210-52号内里高野道線は、1・1・210-2号新名神自動車道の追加に併せて、利便性の向上を図るため、アクセス道路として計画された路線である。今回、新名神自動車道の施工方法の変更に伴って、本路線の見直しを行った結果、位置及び構造を変更し、地下式及び掘割式から地表式とするものである。

また、これに併せて3・4・210-17号長尾船橋線の一部区間を廃止するとともに、3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、それぞれの一部区間の線形及び幅員の変更をしようとするものである。

議 第 3 9 7 号
計推第 1 8 8 3 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・3・215-4号対馬江大和線を3・4・215-4号対馬江大和線に
名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・215-4	対馬江 大和線	寝屋川 市宝町 地内	寝屋川 市八坂 町地内	寝屋川 市長栄 寺町地 内	約 1,630m	地表式	2 車線	20m	京阪本線と立 体交差 幹線街路と平 面交差 3 箇所	寝屋川市駅 前西側交通 広場面積 約 6,800 m ²
	なお、寝屋川市東大和町地内に寝屋川市駅前西側交通広場を設ける。										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・215-4号対馬江大利線は、都市計画道路千里丘寝屋川線と京阪本線寝屋川市駅とを結ぶ幹線街路である。

今回、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案した結果、本案のとおり、車線数、幅員等を変更し、名称を3・4・215-4号対馬江大利線とするものである。

資料 2

平成 2 7 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会資料

平成27年度第2回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
394	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	1
395	北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	5
396	東部大阪都市計画道路の変更	9
397	東部大阪都市計画道路の変更	13

北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【豊中市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	備 考
203-3 号 北大阪急行電鉄 南北線延伸線	約 740m	追加 (延長 L=約 740m) 構造形式 (地下式)

2. 変更理由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。

位置図

北部大阪都市計画区域

豊中市



凡 例
追加する区域(豊中市域) ——



北部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【箕面市域】

1. 変更内容

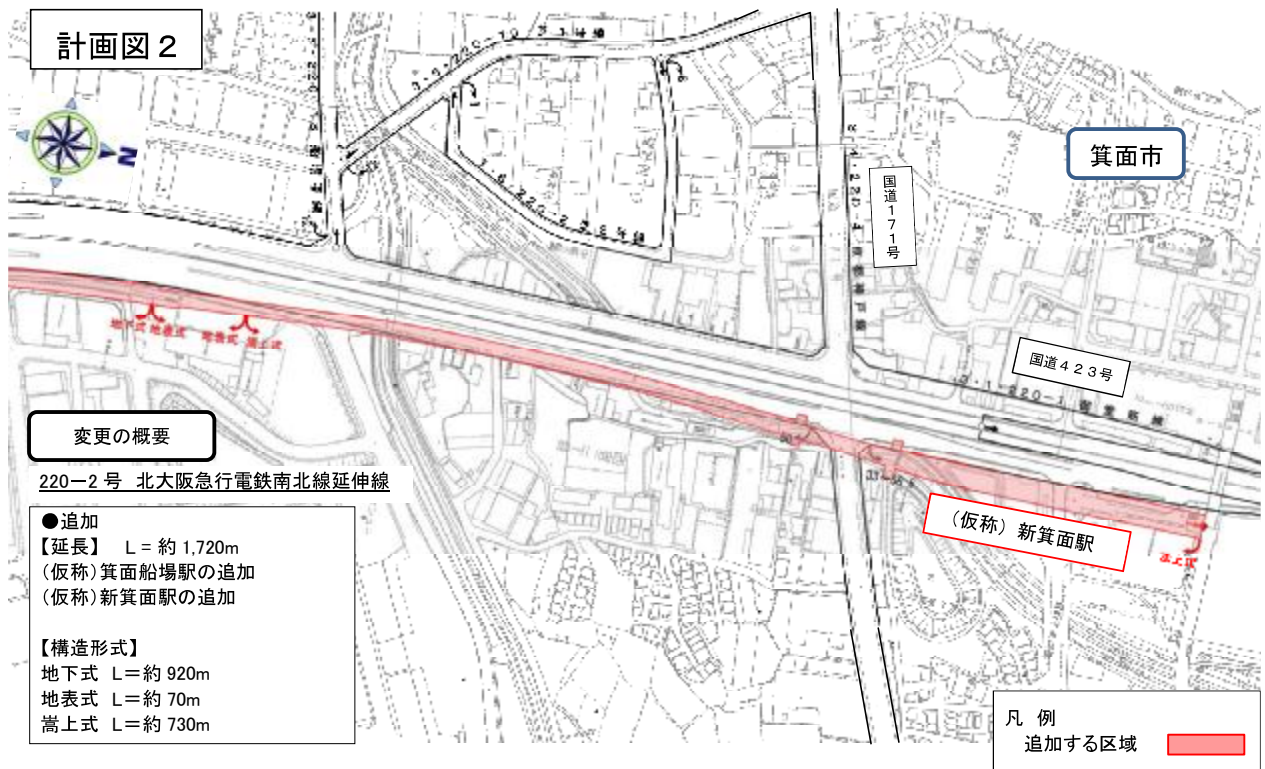
名 称	延 長	備 考
220-2 号 北大阪急行電鉄 南北線延伸線	約 1,720m	追加 (延長 L=約 1,720m) (仮称) 箕面船場駅 (仮称) 新箕面駅 構造形式 (地下式 L=約 920m) (嵩上式 L=約 730m) (地表式 L=約 70m)

2. 変更理由

北部大阪都市計画都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線は、都市間を広域的に連携するとともに、北大阪地域と大阪都心を結ぶ南北交通の利便性の向上や、沿線地域の活性化を図るものである。

このため本案のとおり、北大阪急行電鉄南北線千里中央駅から（仮称）新箕面駅を結ぶ都市高速鉄道を追加しようとするものである。





東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【枚方市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・4・210-17号 長尾家具町線	約 1,320m	16m	一部区間の廃止による延長及び名称の変更並びに一部区間の幅員の変更及び一部区間の線形の変更 (変更前延長：約 4,020m) (変更前名称：長尾船橋線)
3・5・210-59号 高野道船橋線	約 1,930m	12m	
3・3・210-52号 内里高野道線	約 960m	22m	位置、終点、延長及び構造の変更 (変更前延長：約 1,110m) (構造形式：地下式及び掘割式⇒地表式)

2. 変更理由

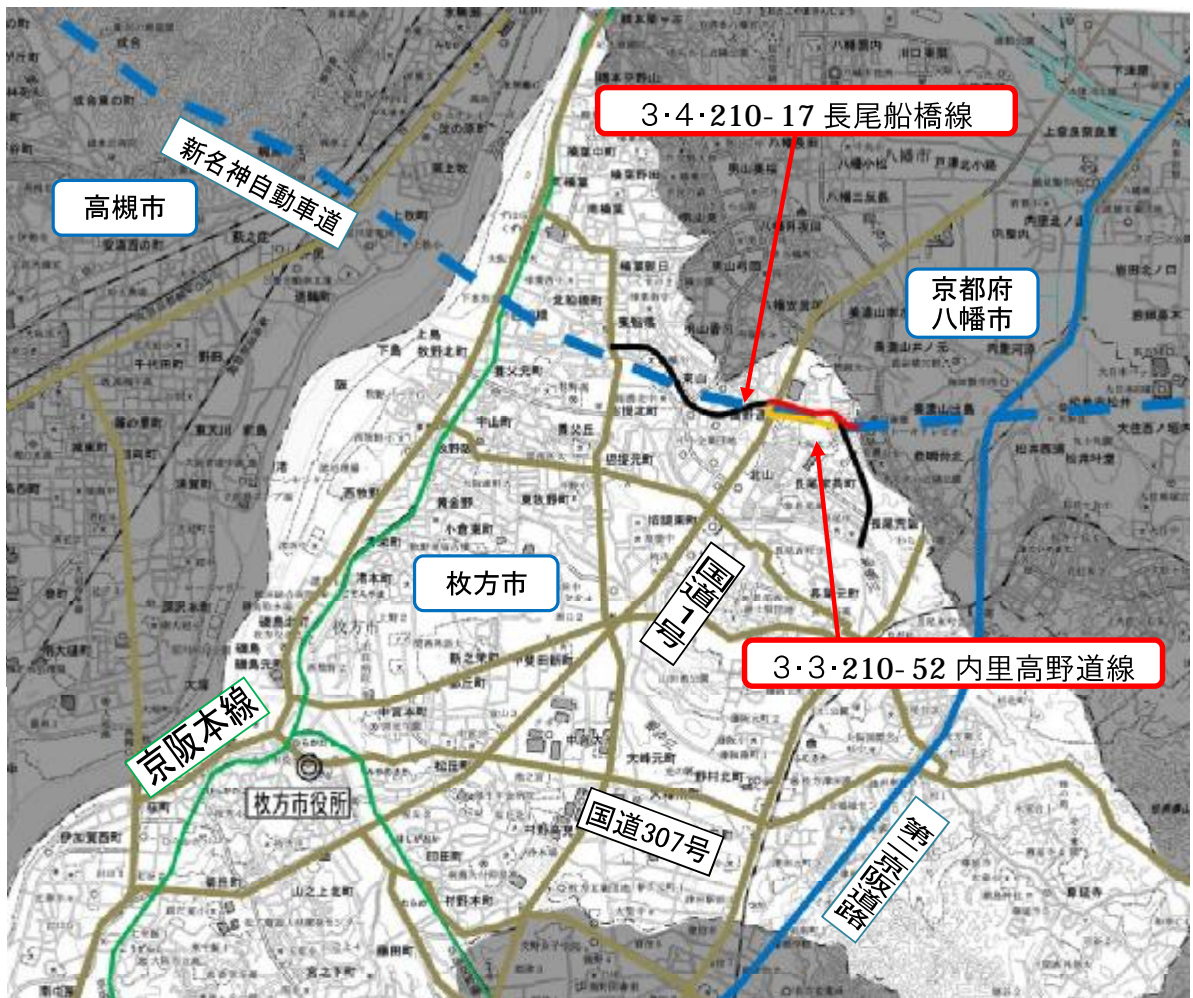
3・3・210-52号内里高野道線は、1・1・210-2号新名神自動車道の追加に併せて、利便性の向上を図るため、アクセス道路として計画された路線である。今回、新名神自動車道の施工方法の変更に伴って、本路線の見直しを行った結果、位置及び構造を変更し、地下式及び掘割式から地表式とするものである。

また、これに併せて3・4・210-17号長尾船橋線の一部区間を廃止するとともに、3・4・210-17号長尾家具町線及び3・5・210-59号高野道船橋線に名称を改め、それぞれの一部区間の線形及び幅員の変更をしようとするものである。

位置図

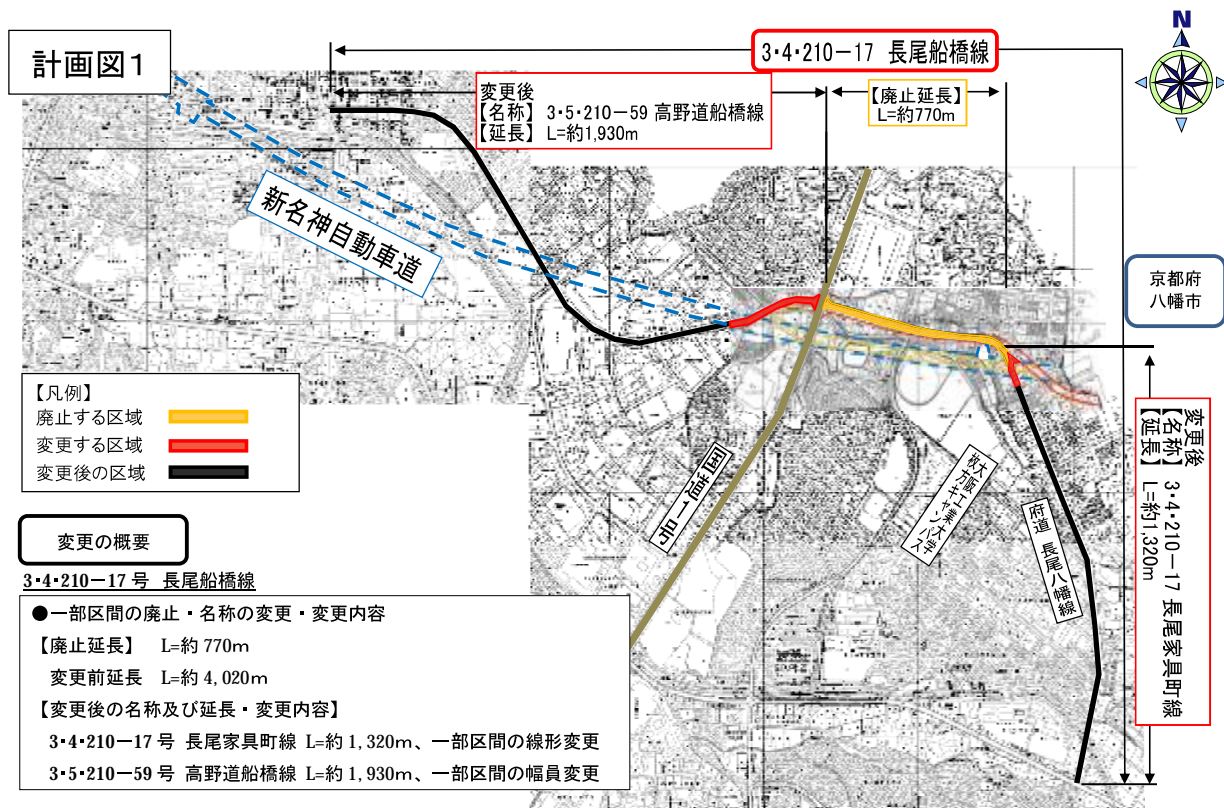


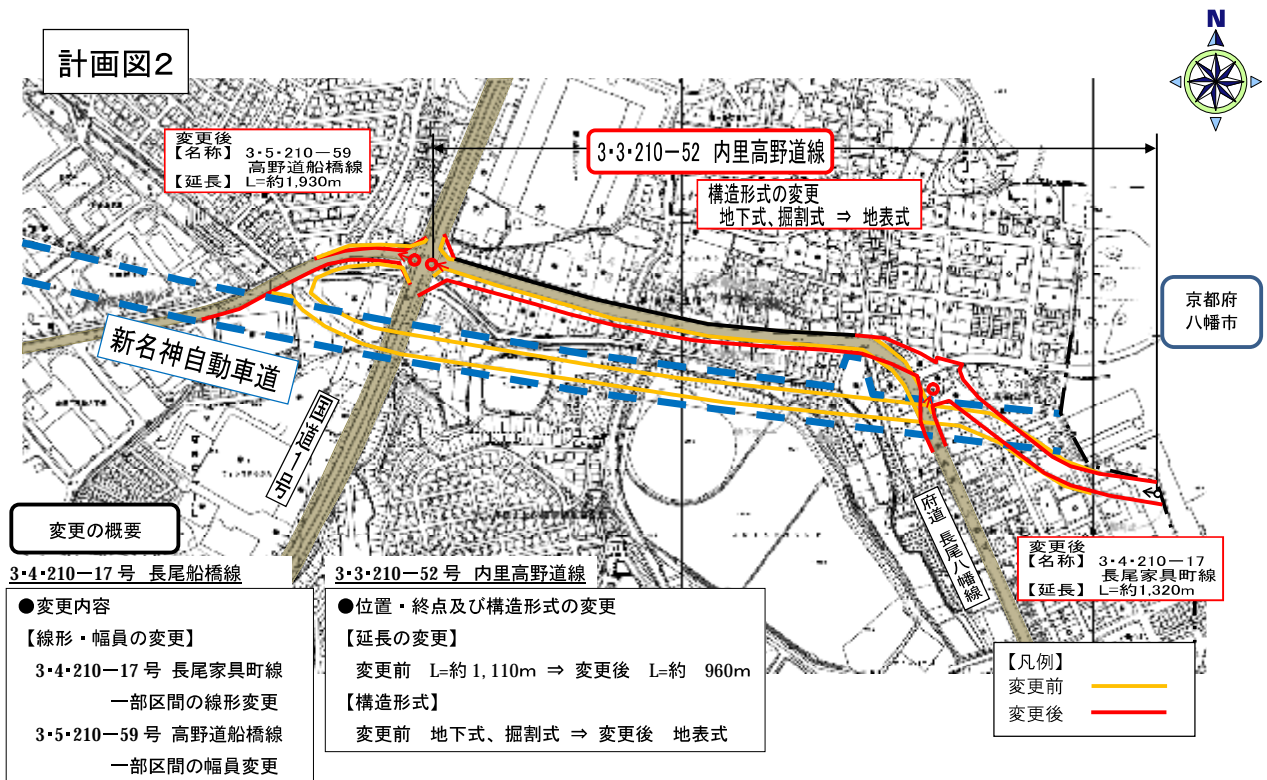
東部大阪都市計画区域



【凡例】

変更前の区域	— (Yellow line)
変更する区域	— (Red line)
変更後の区域	— (Black line)





東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【寝屋川市域】

1. 変更内容

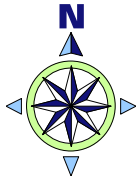
名 称	延 長	幅 員	備 考
3・4・215-4号 対馬江大利線	約 1,630m	20m	一部区間の幅員の変更・名称の変更 (車線数の変更：4車線⇒2車線) (幅 員：約 25m⇒20m) (変更区間：約 1,440m)

2. 変更理由

3・3・215-4号対馬江大利線は、都市計画道路千里丘寝屋川線と京阪本線寝屋川市駅とを結ぶ幹線街路である。

今回、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案した結果、本案のとおり、車線数、幅員等を変更し、名称を3・4・215-4号対馬江大利線とするものである。

位置図



東部大阪都市計画区域

寝屋川市

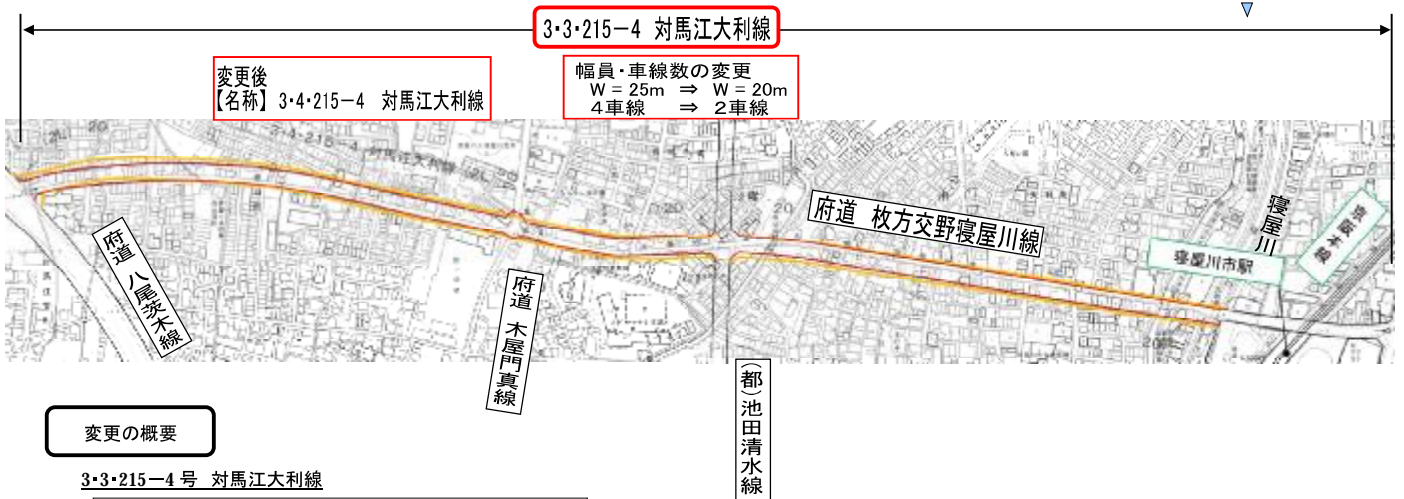


【凡例】

変更する区域



計画図



変更の概要

3・3・215-4 号 対馬江大利線

●名称の変更及び一部区間の幅員及び車線数の変更

【名称の変更】

変更前 3・3・215-4 号対馬江大利線
⇒ 変更後 3・4・215-4 号対馬江大利線

【幅員の変更】

変更前 W=25m ⇒ 変更後 W=20m

【車線数の変更】

変更前 4車線 ⇒ 変更後 2車線

【凡例】

変更前 ————
変更後 ————